

国内食品産業向け シンガポール海外進出に関する基礎資料

2 0 2 6 年 2 月

シンガポールの外食に関する基本データ

- ・外食産業の市場規模は150～180億シンガポールドル(約1.7～2兆円)と推定される
- ・国民には外食文化が根付いており、月当たりの1家族の外食支出は10万円超(966シンガポールドル)
- ・2024年度の外食店舗開業数は約3,800店舗、一方で約3,000店舗が廃業しており競争は激しい

基礎データ

【総人口】約 611万人(2025年6月時点)

○居住者(市民+永住者)約 420万人

○非居住者(外国労働者・学生等)約 191万人。

【民族構成(居住者基準)】

○中華系 約75%

○マレー系 約15%

○インド系・その他 約10%

【言語】

国語はマレー語、公用語として英語、中国語、タミール語

【名目GDP】

731,436百万SGD(シンガポールドル:2024年)

【GDP成長率】

4.4%(2024年)

【1人あたりGDP】

121,161SGD(2024年)

日本円で約1,377万円(1SGD≒112円で計算)

食事・外食に関するデータ

【食文化】

○外食文化が根づいており外食比率は高い

・週に1回以上外食をする:91%

・週に複数回以上外食をする:40%

・毎日外食をする:20%

○多民族国家のために「ローカル×世界の味が融合」しており東南アジア、和食・韓国、中華、欧州、カジュアルダイニング、ファストフードなど多彩なジャンルが展開されている

○手軽な価格で多種多様な料理を楽しめるホーカーセンター(複数の屋台の集合施設)が庶民の台所として人気

○近年、政府の指導により健康志向が高まっている

【外食市場規模】

151～178億SGD(約1.7～2兆円:2024年)

【認可された外食店舗数】

○53,471店舗(2023年)

○2024年は約3,790店舗が開業し、約3,000店舗が廃業している

【家計における外食支出】




○966SGD/月(約108,000円:2023年)

○平均世帯人数3.09人 1人あたり313SGD(約35,000円)

※出典:外務省、シンガポール政府、海外調査機関
※1SGD≒112円で計算(2025年10月末のレート)

シンガポールにおいて成功している日系ブランド

- ・物価が高騰しているシンガポールでは日本食についても高級志向からリーズナブルで品質の高いものに移行
- ・日本の品質を維持しつつ、ローカライズされたメニューを加えることで現地消費者の取り込みに成功している

ブランド名	業態	初出店	店舗数	成功要因・特徴
すき家 	牛丼	2021年2月	27 (2025年3月時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド訴求:牛丼という日本食カジュアルファストフードのスタイルを明確に提示 ・手頃な価格設定:価格帯が5~15SGD程度であり、かつボリュームがある ・メニューのローカライズ:味やトッピングなど現地適応行っている ・営業時間:早朝~夜遅くまで運営しており朝・昼・夜のニーズに対応 ・ハラール認証取得:シンガポールのMUISを取得しておりマレー系/ムスリム客層にも対応
スシロー 	回転寿司	2019年8月	12 (2024年9月時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド訴求:日本由来の回転寿司スタイルを明確に表示 ・手頃な価格設定:日本よりかは高いが一皿2.3SGD~というリーズナブルな設定 ・日本クオリティの維持:寿司は日本同様の品質、メニュー数も100種類以上提供
サイゼリヤ 	イタリアン	2008年	38 (2025年8月時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド訴求:日本発のカジュアルイタリアンレストランとして訴求 ・手頃な価格設定:パスタ・ドリアが4.90SGD~と他のイタリアンレストランと比較して圧倒的なコストパフォーマンス ・出店戦略:高級商業地よりも、住宅街・通勤路・教育エリアへの出店が中心。賃料効率が高く、客層が安定 ・他民族対応:ハラールの取得はしていないがメニューにわかりやすく牛肉・豚肉・鶏肉を表記

※出典:各企業HP、現地WEB情報

飲食店舗の海外進出にあたってのフローチャート

- ・飲食店舗を展開するための一般的な業務フローは以下のとおり
- ・各業務段階には、それぞれ専門性を有する支援会社・専門家が存在し、必要に応じて外部サポートを活用することが可能
- ・行政手続は所管官庁が多岐にわたり、提出書類の差し戻しや再提出が生じるケースも多いため、専門会社を使った方が効率的な場合が多い
- ・JETROシンガポール等の公的相談窓口や金融機関等を通じ、各段階に対応可能な現地専門会社の紹介が可能



	事前調査	法人設立	物件選定	許認可申請	店舗施工	人材採用	原料調達
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市場調査 ○競合調査 ○立地情報 ○成功事例の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○Pte. Ltd.設立 ○登記代行 ○取締役紹介 ○銀行口座開設 ○会計体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○物件紹介 ○賃料交渉 ○物件視察 ○基本合意書作成 ○契約書チェック 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種許認可申請代行 ○認可取得のための指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○店舗デザイン・設計 ○店舗施工 ○法律対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ビザ取得支援 ○人材紹介 ○雇用に関する法律への対応指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○調達候補先情報提供 ○食品輸入企業の紹介 ○輸入実務支援
外部支援組織	マーケットコンサルティング企業 (日系・現地)	法律系コンサルティング企業 会計事務所 法律事務所 (日系・現地)	不動産仲介企業 (リアル・WEB) ショッピングモール 運営企業	ライセンス取得代行 企業 店舗施工企業	店舗設計企業 (日系・現地) 店舗施工企業 ※出店するモール で業者指定されている場合も	人材紹介企業 民間コンサルティング企業	日系商社 日系食品輸入企業 現地食品卸 食品コンサルティング企業 食品展示会
外部支援組織へのアプローチ方法	公的機関(JETRO、中小機構、シンガポール日本商工会議所等)地銀・メガバンク等、会社HP	左記のほか コンサルティング会社	左記のほか 不動産仲介会社	コンサルティング会社 不動産仲介会社 会社HP	左記	公的機関(JETRO等) 会社HP	左記
所管官庁		ACRA(会計企業規制庁)	NEA(国家環境庁) HDB(住宅開発庁)	SFA(食品庁)	URA(都市開発庁) SCDF(消防庁)	MOM(労働省)	SFA(食品庁)

シンガポールにおける食品関連事業の設立要件

- ・まずは法人登記を行い、UEN(Unique Entity Number)を取得することが前提
- ・輸入商社や卸売業は、扱う商品によって規制水準や許可、登録の内容が大きく異なる
- ・建築、用途許可(特に工場・店舗)は物件エリアや用途によって手続きが異なる
- ・現地雇用計画、就労ビザ取得、税務(GST登録)など登記時点で計画に組み込むことを推奨

業種	主な要件	必要なライセンス・登録	関係機関・相談先
外食業(レストラン・カフェ)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人登記(Pte Ltd 推奨) ・現地取締役、会社秘書、登記住所の確保 ・店舗契約・用途許可(URA) ・厨房、排気、防火、衛生設計(SCDF) ・雇用ビザの手配(MOM) 	<ul style="list-style-type: none"> ・Food Shop License(SFA) ・用途許可(URA) ・消防安全承認(SCDF) ・建築施工許可 ・雇用ビザ(EP/S Pass) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ARCA(会計企業規制庁) ・SFA(シンガポール食品庁) ・URA(都市再開発庁) ・SCDF(民防庁) ・MOM(人材省)
食品卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ・法人登記(Pte Ltd) ・倉庫および冷蔵設備の整備 ・GST登録(売上がS\$1,000,000を超える場合) ・在庫管理およびトレーサビリティ体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品卸売業許可(SFA) ・輸出入登録(SFA) ・倉庫登録(Warehouse Registration) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ARCA(会計企業規制庁) ・SFA(シンガポール食品庁) ・シンガポール税関 ・倉庫業者 ・税務・会計事務所
食品輸入商社	<ul style="list-style-type: none"> ・法人登記(Pte Ltd) ・輸入対象商品の分類確認(肉・魚・生鮮など) ・通関、ラベリング、保管体制の整備 ・輸入者登録(SFA) 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品輸入ライセンス(SFA) ・加工食品登録(SFA) ・輸入許可(シンガポール税関) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ARCA(会計企業規制庁) ・SFA(シンガポール食品庁) ・シンガポール税関 ・物流業者 ・貿易関連コンサルタント
食品製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・法人登記(Pte Ltd) ・工場用地の用途許可(URA) ・HACCP等の衛生管理体制構築 ・製造設備および消防安全(SCDF) 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品製造業ライセンス(SFA) ・工場用途許可(URA) ・防火安全証明書(SCDF) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ARCA(会計企業規制庁) ・SFA(シンガポール食品庁) ・URA(都市再開発庁) ・SCDF(民防庁) ・製造設備/HACCPコンサルタント

※出典:各企業HP、現地WEB情報

シンガポールにおける外食事業の進出手順① 法人の種類

- ・シンガポールにて外食事業を行うためには現地法人設立(Private Limited Company)と日本企業のシンガポール支店設立(Branch Office)の方法がある
- ・現地法人設立及び支店設立の担当部署はシンガポール会計企業規制庁(ACRA)となる

現地法人と海外支店の違い

項目	現地法人設立 Private Limited Company (Pte. Ltd.)	海外支店 Branch Office
登記義務	取締役・株主・資本等をACRAに登録	親会社の登記事項・財務情報をACRAに登録
登記要件	現地居住取締役1名が必要	現地代理人1名が必要
資本金	1SGDから可能、ただし就労ビザの取得の際に事業の継続性も考慮されるため100,000SGD以上にすることが多い	不要
登記費用	315SGD(登記)+3,000~5,000SGD(代行・諸費用:目安)	315SGD(登記)+2,500~4,500SGD(代行・諸費用:目安)
設立までの期間	約1~2週間	約2~3週間
法人税	17%	シンガポール内での営業活動によって生じた利益の17%
食品ライセンス申請	会社単位で申請可能	可能だが申請時に「本社情報」提出が必要で非常に煩雑
不動産契約(店舗賃貸)	自社名義で賃貸契約可能	親会社名義で契約。現地代理人が署名する必要あり
就労ビザ(EP/S Pass)申請	発行しやすい(現地雇用実績が評価される)	可能だが審査が厳格(事業継続性の証明が必要)
新設企業免税制度 (Start-up Tax Exemption Scheme)	設立後3年間の税制優遇対象(適用要件あり)	対象外
融資・補助金	利用可(適用要件あり)	対象外

※出典:シンガポール政府、シンガポール進出支援期間HP

シンガポールにおける外食事業の進出手順② 必要なライセンス

- ・ライセンスの多くはオンライン申請であり、知見があれば自社で行うことも可能
- ・申請を円滑に進めるために現地サポート企業の支援を受けることも必要

共通

ライセンス名	所管官庁	対象業態	主な提出書類・要件	所要期間
Food Shop License	Singapore Food Agency (SFA)	レストラン、カフェ、食堂、フードコート、居酒屋などすべて	GoBusiness(オンライン)で申請	約1~2週
Fire Safety Certificate	SCDF(消防庁)	改装・厨房機器(ガス・排気)を設置する店舗	専門業者経由でe-Submission	約3~4週
Basic Food Hygiene Certificate	SFA 認定業者	すべての食品取扱者(調理・配膳従事者)	認定業者を通じて申込	1~2日
Food Hygiene Officer	SFA	25人以上雇用または複数店舗運営	トレーニングセンターで受講・登録	約2日間

該当する業態のみ

ライセンス名	所管官庁	対象業態	主な提出書類・要件	所要期間
Liquor License(酒類販売許可)	SPF(警察庁)	酒を提供・販売する飲食店、バー	GoBusinessから申請	約3~6週
Import License	SFA	食品を自社輸入する店舗	TradeNetから申請	約1~2週
Food Factory Licence	SFA	セントラルキッチン(店舗で製造し、自社店舗を含む他店舗に卸す場合)	GoBusinessから申請	1~2か月
Halal Certification(ハラール認証)	MUIS (イスラム宗教評議会)	ハラール対応を行う店舗	MUIS eHalal Systemから申請	2~3か月
Public Entertainment Licence	SPF	ライブ演奏・DJ・カラオケ・生演奏あり店舗	GoBusinessから申請	約4~8週

※出典:シンガポール政府、シンガポール出店支援企業HP

シンガポールにおける外食事業の進出手順④ 就労ビザについて

- ・日本人がシンガポールで働くには就労ビザが必要、所轄官庁はシンガポール人材庁(MOM)
- ・人材の給与やスキル、業務内容によってEmployment Pass(EP)、S Pass、Work Permit(WP)に分類される
- ・S Pass、WPは外国人採用枠の制限や外国人雇用税の支払い義務がある
- ・EPは採用枠の制限、雇用税の義務はないが認定条件が厳しい

就労ビザ分類

区分	Employment Pass (EP)	S Pass	Work Permit(WP)
業務レベル	管理職・専門職・技術職	中堅技術者・監督者クラス	一般技能・サービススタッフ (製造・飲食など)
対象となる職種例	マネージャー、店舗統括、シェフなど	シフトリーダー、店舗マネージャー補助、調理監督など	接客スタッフ、調理補助、工員など
最低月給(2025年時点)	約 SGD 5,000～	約 SGD 3,150～ (年齢・業種により変動)	法定最低額なし(雇用契約で定義)
学歴・経験要件	大学卒以上または同等の実務経験	専門学校卒・技術資格・一定の実務経験	特段の資格不要 (出身国・職種制限あり)
就労パス審査基準	COMPASSシステムにて給与、学歴、技能、企業属性等で評価	給与・学歴・職種・雇用側の外国人採用枠、外国人雇用税で審査	雇用主の外国人採用枠、外国人雇用税、国籍で審査
外国人採用枠(Quota)	なし	あり(全従業員の10%まで) 1名あたり現地人材9人の雇用が必要	あり(全従業員の35%まで) 1人あたり現地人材1.86人の雇用が必要
外国人雇用税(Levy)	なし	あり(月額 SGD 650 程度)/人	あり(業種・外国人比率により変動)

EPの審査基準(COMPASS)

項目	内容
給与 (最大20点)	同職種・同業界のシンガポール人給与中央値との比較
学歴 (最大20点)	教育機関の認定レベル (Tier1～3大学など)
現地人材雇用比率 (最大20点)	シンガポール人比率、国籍バランス
現地人材育成実績 (最大20点)	研修(MOMの提供プログラム参加など)、昇進機会など現地人材の育成実績
上記合計で40点以上必要	

※出典:シンガポール人材省(MOM)

シンガポールにおける外食事業の進出手順⑤ 現地人材の賃金

- ・物価高、人材不足に伴い賃金は年々上昇、飲食サービスのフルタイム就労者の月額総賃金中央値は3,750SGD(≒約42万円)
- ・最低賃金はMOMにより毎年更新されており、今後も5%程度の上昇が見込まれる

飲食サービスにおける最低賃金(2025年3月1日～2026年2月28日)

職種	職位	月額総賃金	時給
ファストフード店	上級シェフ	規定なし(市場価値で決定)	
	調理師	2,330SGD～	12.22SGD～
	キッチンアシスタント/ホール業務	2,155SGD～	11.30SGD～
	飲食ブースアシスタント	2,080SGD～	10.91SGD～
レストランキッチン	上級シェフ	規定なし(市場価値で決定)	
	調理師	2,380SGD～	12.48SGD～
	キッチンアシスタント	2,180SGD～	11.43SGD～
レストランホール	マネージャー	規定なし(市場価値で決定)	
	ウェ이터・スーパーバイザー	2,730SGD～	14.32SGD～
	ウェ이터	2,180SGD～	11.43SGD～

月額総賃金に含まれるもの	賃金(残業代を除く)
	交通費、食費、住宅費などの手当
	生産性インセンティブ手当
月額総賃金に含まれないもの	ボーナス
	ストックオプション
	雇用主負担のCPF(年金)拠出金

※1:支払給与がこの金額以下だと現地人材の雇用人数にカウントされない。外国人採用枠に影響

※出典:シンガポール人材省(MOM)、現地サポート企業

賃金に関する補足

【残業手当】時給の1.5倍

【Local Qualifying Salary※1】1,600SGD/月

【飲食サービス月額総賃金中央値】

3,750SGD(≒約42万円)

シンガポールのフルタイム就業者の賃金中央値が5,800SGDであり、飲食サービスは低賃金である。格差是正のため、MOMは今後も5%程度の賃金上昇を行うと見込まれる。

【雇用側が賃金以外に負担する費用】

- ①CPF(年金・医療保険・住宅購入資金)現地人材のみ賃金の37%(雇用主負担17%、従業員負担20%)
- ②WICA(労災保険)
飲食業界で給与の0.5%前後、全額雇用主負担
- ③医療保険(外国人従業員向け)
シンガポールでは外国人にCPFは適用されないため、S Pass, Wp対象者に雇用主全額負担で医療保険を付保する義務がある。EPに対しては義務はないが多くの企業で付保している。
200～600SGD/年程度

シンガポールにおける外食事業の進出手順⑥ 外食立地の契約条件

No	出店形態	所持者／物件所持者へのコンタクト	保証金目安	基本的な賃料体系	契約期間
1	商業施設 (レストラン／カフェ)	モール運営会社／デベロッパーに直接 打診または仲介業者	賃料の3～6ヶ月分 (面積5,000平方ft未満なら上限 3ヶ月)	固定賃料+サービスチャージ+売上 歩合+GST ・準一等地(Plaza Singapura等) 固定賃料:22-45SGD/平方ft	2～3年 (大型区画は5～6年もあり)
2	路面店(独立店舗)	個人／法人オーナーまたは管理会社、不 動産ポータル、仲介業者	賃料の2～4ヶ月分 (面積5,000平方ft未満なら上限 3ヶ月)	固定賃料+共益費+GST ・準一等地(Tanjong Pagar等) 固定賃料:7-28SGD/平方ft	2～3年
3	ホーカー (屋台・ホーカーセンター)	国家環境庁(NEA)／住宅開発庁 (HDB)による入札公告に応募 ※現地法人(Pte.Ltd)であれば入札可 能だが、外国人雇用に関するQuotaの 制限もあり収益性の確保が容易ではな い。個人での申請は不可	賃料の1～3ヶ月分または定額(入 札条件に依存)	月額定額(入札額)+清掃/共益費 ・地元向け:800-1,000SGD ・中心部・観光客向け: 2000-2800SGD	1～2年 (更新可)
4	民間運営ホーカー/フードコート (モール内共同運営型)	フードコート運営会社／モール運営者に 出店打診	賃料の2～4ヶ月分 (面積5,000平方ft未満なら上限 3ヶ月)	固定賃料+サービスチャージ+売上 歩合+GST ・準一等地(Suntec City等) 固定賃料:4,500-6,000SGD	1～3年

小売用不動産賃貸行為の行動規範(CoC)

シンガポールではモール運営会社やデベロッパーの立場が強く、テナントが「賃料や契約条件を一方向的に押し付けられる」構造が問題視されており、テナント(中小事業者)と貸主との関係を公正・透明にすることを目的に制定された。

- 保証金の上限
 - 賃料構成の明確化
 - 一方向的な賃料値上げを防止するための評価手順
 - 原状回復ルール
 - 契約解除条件
 - 保険上限(不要な高額保険加入を排除)
- などについて定められており、法的拘束力を持つ

契約時の交渉・リスク回避のポイント

1. 契約書は英語版+日本語訳(社内用)を必ず用意
 - ↳ “Entire Agreement” 条項により口頭合意が無効になる場合あり。
2. 保証金返還条件を「書面」で明確化
 - ↳ 原状回復義務・検査日・返還期限(例:30日以内)を明記。
3. 「独占販売」「競合制限」条項を確認
 - ↳ 同モール内に類似業態が出店するリスクを避ける。
4. 賃料改定上限を交渉
 - ↳ 「前期比+10%まで」などのキャップ条項(Rent Cap Clause)を入れる。
5. CoC(Code of Conduct)準拠を確認
 - ↳ This lease is subject to the Code of Conduct for Leasing of Retail Premises.” という文言を契約書に入れるのが推奨。

シンガポールにおける外食事業の進出手順③ ハラル申請

- ・シンガポールにおけるハラル認定団体はMUIS(シンガポール・イスラーム宗教評議会)
- ・ハラル認定は必要ではないが、認定を取ることで消費者やバイヤーのブランド信頼度向上につながる



認定の基本要件

No	区分	要件	概要
1	原材料・添加物	ハラル原料の使用	・すべての原材料、添加物、加工助剤がハラル認証済みであること ・非ハラル成分(アルコール、豚由来等)を使用していないこと
		サプライヤー証明	・供給業者はMUIS認定、またはMUISが承認する外国ハラル認証機関の証明を持つこと。
2	設備・動線	交差汚染防止	・ハラル/非ハラルの材料や器具を区分すること ・混用時は儀式的清浄化(ritual cleansing)が必要
		区画設計	・工場/厨房内のエリア区分を図面で明示し、ハラルエリアが明確に示されていること
3	品質管理体制	HalMQ 10原則	・HalMQ(シンガポールハラルの運営方針)に沿って文書化、監査、教育、是正処置、リスク管理を実施すること
		記録保持	・受入、清掃、教育、監査、是正処置などの記録を定期的に保存すること
4	人員体制	ハラルチーム設置	・ハラルチームリーダー(Halal Team Leader)、ハラル保証責任者(Halal Assurance Officer)を配置すること
		ムスリムスタッフ	・飲食店舗では少なくともムスリム従業員2～3名が必要 ・うち1名は代表者(Muslim Representative)として登録すること
		能力認証	・ハラルチームリーダーは Halal Competency Assessment(ハラル研修・テスト) を受講済みまたは受講予定であること
5	申請・変更管理	オンライン申請	・GoBusiness/LicenseOne経由で申請
		変更報告	・原材料、設備、メニュー、人員に変更がある場合はMUISへの報告義務あり
6	監査	現場監査	・MUIS監査官による現地確認を実施(書類審査、現場視察、面談)
		是正処置	・指摘事項は期限内に改善報告を提出、必要に応じて再監査される
		抜き打ち調査	・認定後も抜き打ち監査が実施される場合がある

※出典:MUIS

シンガポールにおける外食事業の進出手順③ ハラル申請

- ・ハラルの申請窓口はMUIS、オンライン申請、Warees Halal Consultancy Pte Ltd(WHC)の3つがある。
- ・WHCはMUIS公認の民間支援企業であり、ハラルトレーニングやマーケティング支援も行っている

認証の手続きについて

【外食に関連する認証カテゴリー】

- ① レストラン・カフェ・食堂
- ② 製造商品毎
- ③ 大規模工場
- ④ セントラルキッチン・ケータリング施設
- ⑤ 倉庫・保管施設
- ⑥ 輸入済み輸出入品
- ⑦ 食鳥処理場

【認定までの期間(目安)】

40-60日(規模による)

【認証費用(目安:規模によって変動)】

- ① レストラン・カフェ・食堂 :775SGD
- ② セントラルキッチン・ケータリング施設:800~1,500SGD
- ③ 倉庫・保管施設:600~900SGD

【認証の有効期限】

1年もしくは2年更新



MUIS

Majlis Ugama Islam
Singapore

申請窓口

MUIS

公式サイト	https://www.muis.gov.sg/halal
問い合わせ	info@muiss.gov.sg または halal@muiss.gov.sg +65 6359 1199
言語	英語(ビジネス対応)。必要に応じてマレー語も可。

オンライン申請(難易度高め)

ポータル名	GoBusiness Licensing Portal
公式サイト	https://www.gobusiness.gov.sg/licences
利用方法	Singpass または Corppass(法人用)でログインし、スキームを選択して申請書・必要書類をアップロード
サポート窓口	GoBusiness Helpdesk:support@gobusiness.gov.sg

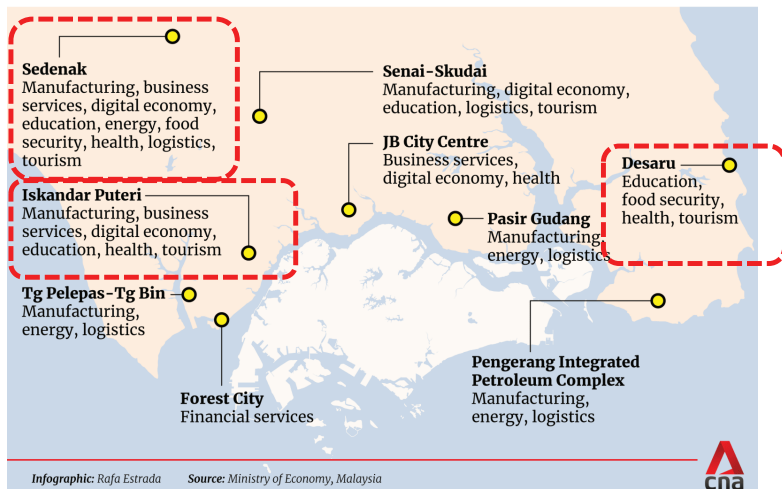
Warees Halal Consultancy Pte Ltd

企業概要	MUIS公認で最も代表的な認定支援機関であり現地中小企業・外国ブランド向けの申請代行をサポート
公式サイト	Website: https://wareeshalal.sg
問い合わせ	Email: info@wareeshalal.sg Tel: +65 6359 1199(MUIS共通)
言語	英語(ビジネス対応)。必要に応じてマレー語も可。

経済協力区域・特別経済圏JS-SEZの概要

JS-SEZマップ

Johor-Singapore Special Economic Zone area



食品関連のフラグシップエリア

- スデナク(Sedenak)
食糧支援拠点、スマート農業、アグリテック分野
 - イスカンダル・プテリ(Iskandar Puteri)
港湾物流、加工拠点
 - デサル(Desaru)
水産、青果生産エリア
- これらの地域は、シンガポールとの越境アクセス(交通機関等)が強化される予定

JS-SEZ概要

Johor-Singapore Special Economic Zone(JS-SEZ)とは

Johor(マレーシア・ジョホール州南部)と Singapore(シンガポール)をまたぐ新しい経済協力区域・特別経済圏。2025年1月に両国政府が協定を交換し、人や貨物の円滑な移動、投資環境の整備を通じて巨大な一つの経済圏としての共同開発を進めていく取り組み。特別経済圏は約3,500平方キロメートル(シンガポールの4倍以上)、各経済セクターに応じた9つの主要ゾーン(フラグシップエリア)を持つ。対象となるのは以下の11の経済セクターであり、シンガポール及び第三国からの投資・進出誘致を目指している。

- ①製造
- ②物流
- ③食料安全保障
- ④観光
- ⑤エネルギー
- ⑥デジタル経済
- ⑦グリーン経済
- ⑧金融
- ⑨ビジネスサービス
- ⑩教育
- ⑪医療

食品産業においては、ジョホール側の土地・人材優位性とシンガポール側の市場・金融機能を融合し、食料安全保障(Food Security)に必要な食糧供給・加工・備蓄拠点としての機能強化が図られている。

食品関連の投資対象セクター

食品分野では、③食糧安全保障(Food Security)に関する内容が対象となると考えられる。

- 食品加工・包装(冷凍・冷蔵・調味料など)
- 植物工場やスマート農業による1次産品の生産
- 冷凍冷蔵倉庫・ロジスティクス・在庫備蓄施設
- ハラール・食品安全関連の検査・認証機関等

経済協力区域・特別経済圏JS-SEZの概要

食品関連の優遇措置の事業認定について

1. 優遇措置対象となる事業

投資誘致を図るために以下の5セクターにおいて優遇措置が設定されている。
食品製造やその関連事業については②を組み合わせることにより優遇措置対象となる可能性がある。

①グローバルサービスハブ

②スマート物流コンプレックス

③特殊化学製造

④製造業(AIまたは量子技術サプライチェーン、医療機器、医薬品、航空宇宙製造)

⑤統合型観光プロジェクト

2. スマート物流コンプレックス概要

倉庫業務の最適化・自動化のためにIoT、AI、無線周波数識別(RFID)、自動化マテリアルハンドリング設備などのテクノロジーを使用し、以下のどれかに当てはまる事業を行うこと

①地域配送ハブ(自社製造した商品の物流ハブ)

②統合物流サービス(倉庫・輸送・フォワーディング・サプライチェーン管理等)

③コールドチェーン施設(温度管理が必要な製品の保管・流通)

3. 主な認定要件(全13項目の一部)

①払込み資本金: 250万RM(マレーシアリングット)

②基本投資額: 最低5億RM(土地取得費除く)

③延べ床面積: 最低50,000㎡ 施設には指定されたIR4.0技術を導入のこと

④フルタイム従業員の80%がマレーシア人であること

⑤高付加価値人材(最低月給1万RM)の30%以上がマレーシア人であること

優遇措置

マレーシア投資開発庁(MIDA)の認定を受けることによる事業の優遇措置

○申請期間: 2025年1月～2034年12月末

○製造業免許を7日で認可

○投資控除税(ITA) 5年以内の設備投資等の資本支出全額を課税所得から減額

○法人税 5%(通常24% 最大15年間)

※対象は高付加価値製造/サービスとなっており確認が必要

○知識労働者の所得税

最大22%(累進課税)のところ15%(最大10年間)

申請先

マレーシア投資開発庁(MIDA)

オンライン申請: <https://investmalaysia.mida.gov.my>

MIDA Website: www.mida.gov.my

Tel: (603) - 2267 3633

Fax: (603) - 2273 7970

Email: investment@mida.gov.m

経済協力区域・特別経済圏JS-SEZの概要

相談先

1. 最初に相談すべき窓口

日本貿易振興機構(JETRO)

最初の窓口として最優先に相談

- ・JS-SEZについての説明、情報収集
- ・専門家によるアドバイス

2. 制度・優遇措置についての確認

① マレーシア投資開発庁(MIDA)

- ・JS-SEZ投資判断の最重要機関
- ・投資案件が対象活動か否かの判断

② マレーシア投資促進センター・ジョホール(IMFC-J)

- ・ジョホール州側のワンストップ窓口

③ シンガポール食品庁(SFA)

- ・SG向け再輸出、越境輸入の相談等

関連資料

1. JS-SEZに関する資料

① マレーシア投資開発庁(MIDA) Website(日本語対応)

<https://www.mida.gov.my/ja/>

② マレーシア投資促進センター・ジョホール(IMFC-J)Website

<https://js-sez.com.my/>

③ JS-SEZ概要について(エンタープライズシンガポールHP:シンガポール企業向け支援機関)

<https://www.enterprisesg.gov.sg/JS-SEZ/about>

2. 優遇措置に関する資料

① MIDA JS-SEZ Tax Incentive Package

https://www.mida.gov.my/wp-content/uploads/2025/02/03.02.25_Snapshot-JSSEZ-for-Publication_MIDA_IRDA_.pdf

② MIDA Guideline for JS-SEZ Tax Incentive Package

<https://www.mida.gov.my/wp-content/uploads/2025/04/Guideline-JSSEZ-V2.pdf>

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。
輸出支援プラットフォームでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、
本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、輸出支援プラットフォームおよび
執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。